

**令和 8 年 7 月 1 日から
開館日、開館時間及び使用料等、減免基準が
変わります**



施設名 海府ふれあい広場

(1) 開館日、開館時間（見直しの対象となる貸室名等のみを記載しています）

- ・該当なし

(2) 使用料（見直しの対象となる貸室名等のみを記載しています）

| 利用区分 | 見直し前 | | | 見直し後 | |
|------------------|------|-------------|--------------------|------|-----------------------|
| | 単位 | 使用料等 (円) | 冷暖房料等 (1時間) (円) | 単位 | 使用料等 (冷暖房料等含む) (円) |
| 体験交流室（和室）1部屋 20畳 | 1日 | 4,000 | — | 1時間 | 500 |
| 体験交流室（和室）2部屋 40畳 | | 7,000 | | | 850 |

(3) 減免基準

- (1) 市が主催又は共催する事業で利用するとき 10割
- (2) 市以外の官公署が利用するとき 10割
- (3) 市内の公共的団体が、行政活動の協力的目的で利用するとき 5割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 5割又は10割

※令和 10 年 3 月 31 日まで「5割減額」は「6割減額」とします。